

最高裁判所 (第二小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和3年5月14日不受理・確定

(控訴審・広島高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年12月16日判決、本資料270号-139・順号13499)

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年3月18日判決、本資料270号-40・順号13400)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	三木 義一ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	川野 英彦

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年5月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 菅野 博之

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美